

## 国民健康保険資格確認書の交付及び資格情報通知書による通知に関する事務取扱要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）、その他法令の定めによるもののほか、法第9条第2項に規定する世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る情報を記載した書面（以下「資格確認書」という。）の交付（規則第7条の2第3項に規定する資格確認書の交付を除く。）、規則第7条第1項に規定する資格確認書の再交付、規則第7条の3に規定する資格情報通知書（以下「資格情報通知書」という。）による通知及び規則第7条の3の2に規定する資格情報通知書による再通知に関する事務の取扱いを定めることにより、適切円滑な事務処理を図ることを目的とする。

### (資格取得の届出等)

第2条 規則第2条の規定により、本市の区域内に住所を有するに至ったため、被保険者の資格を取得した者に係る届出は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民としての地位の変更に係る届出の際に同法第28条に規定する事項を付記させ、住民異動届（以下「異動届」という。）を提出させるものとする。

ただし、異動届に同法第28条に規定する事項を付記しなかった場合において、法第9条第1項に規定する届出が行われるときは、国民健康保険被保険者届（以下「被保険者届」という。）を提出させるものとする。

なお、規則第1条第1項第1号括弧書きに規定する者に係る資格取得、氏名変更、世帯変更、世帯主の住所変更及び世帯主の変更の届出は、被保険者届を提出させるものとする。

2 規則第3条の規定により、法第6条（適用除外）各号のいずれにも該当しなくなったため被保険者の資格を取得した者に係る届出は、被保険者届に法第6条各号のいずれにも該当しなくなった旨の証明書を添付し提出させるものとする。

3 規則第5条第1項の規定により、被保険者が法第116条（修学中の被保険者の特例）の規定を受けるに至ったときの届出は、国民健康保険被保険者証学生特例・住所地特例届出（以下「届書」という。）に、被保険者が修学中であることを証明する書類及び資格確認書を添付し提出させるものとする。ただし、資格確認書の交付を受けていない者については、資格確認書の添付は不要とする。

4 規則第5条の2第1項の規定により、被保険者が法第116条の2（病院等入院、入所又は入居中の被保険者の特例）の規定を受けるに至ったときの届出は、被保険者届に被保険者が当該施設に入所中であることを証明する書類及び資格確認書を添付し提出させるものとする。ただし、資格確認書の交付を受けていない者については、資格確認書の添付は不要とする。

5 規則第7条第1項または規則第7条の3の2第1項の規定により、資格確認書の再交付または資格情報通知書による再通知の申請が行われるときは、届書を提出さ

せるものとする。

- 6 前各項に規定する届出又は申請は、区役所市民総合窓口課又は市民センターに行うものとする。

(届出人の確認)

第3条 前条の規定により異動届、被保険者届又は届書（以下これらを「異動届等」という。）の提出があったときは、異動届等の記載事項を住民基本台帳等で確認するとともに、届出人が異動届等に係る世帯の世帯主であるかどうかを次の各号の一に掲げる文書の提示を求めて確認するか又は世帯主の本籍、前住所、家族関係等を聴聞して確認するものとする。

- (1) 官公庁の発行した免許証、許可書若しくは身分証明書で本人の顔写真が貼られているもの。
  - (2) 学生証、在学証明書、入学証明書（許可証）又は入寮証明書（許可書）
  - (3) 国民年金手帳、社会保険資格確認書、官公署の発行した領収書又は預貯金通帳等。
- 2 前条に規定する異動届等が世帯主の代理人により行われるときは、当該異動届等の届出人欄に世帯主との関係を付記させるとともに、届出人に対し、前項の各号の一に掲げる文書を提示させて届出人本人であるかどうかを確認し、また、世帯主の本籍、前住所、家族関係等を聴聞し、世帯主の代理人であることを確認するものとする。
- 3 前2項の規定により届出人を確認したときは、異動届等の備考欄等にその旨を記載するものとする。

(資格確認書の交付)

第4条 前条第1項又は第2項の規定により届出人の確認ができた場合において、次の各号の一に該当したときに資格確認書を交付するものとする。

- (1) 規則第2条、第3条及び第7条第1項の規程による届出又は申請の場合において、届出人である世帯主又は同一世帯の者が前条第1項第1号に掲げる文書を提示したとき。
  - (2) 規則第5条第1項の規定による届出の場合において、届出人が資格確認書を添付し、前条第1項第2号に掲げる文書を提示したとき。
  - (3) 規則第5条の2第1項の規定による届出の場合において、届出人が資格確認書を添付したとき。
- 2 前項各号に該当しない場合は、区役所市民総合窓口課、区政事務センターにおいて、世帯主に対して郵送により資格確認書を交付するものとする。

(資格情報通知書による通知)

第5条 第2条の規定により異動届等の提出があったときに、異動届等に係る被保険者が法第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができる状況にある場

合は、資格情報通知書を届出人に交付することで、規則第7条の3及び規則第7条の3の2に規定する通知を行うものとする。

(被保険者証明書)

第6条 第4条第2項の場合において、異動届等に係る被保険者が疾病等により早急に診療を要すると申し出たときは、千葉市国民健康保険被保険者証明書交付申請書(以下「交付申請書」という。)を提出させ、第3条第1項又は第2項に規定する届出人の確認をした後に、千葉市国民健康保険被保険者証明書(様式第6号。以下「被保険者証明書」という。)を交付するものとする。

2 前項に規定する被保険者証明書の有効期間は、交付申請書を受理した日から起算して15日以内の期間とする。

(異動届等及び交付申請書の送付)

第7条 市民センターは、第2条第1項から第6項までに規定する異動届等及び第5条第1項に規定する交付申請書を受理した場合には、必要な事務処理をした後、速かに当該書類等を市民センターを所管する区役所市民総合窓口課に送付するものとする。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資格確認書の交付及び再交付または資格情報通知書の通知及び再通知について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。